

保育園給食調理業務委託実施要領

1 事業の趣旨・目的

江東区立保育園における保育園給食が良質で安全かつ衛生的、安定的に供給されることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

保育園給食調理業務委託

(2) 業務内容

別紙：「保育園給食調理業務委託仕様書」のとおり

(3) 再選定実施園

ア 辰巳第三保育園：1～5歳児（90名）※0歳児は委託なし

イ 亀戸保育園：1～5歳児（60名）

ウ 大島保育園：1～5歳児（98名）

エ 大島第二保育園：1～5歳児（90名）

オ 大島第三保育園：1～5歳児（97名）

カ 北砂保育園：1～5歳児（100名）

キ 東砂保育園：1～5歳児（68名）

ク 東砂第二保育園：1～5歳児（69名）

ケ 東砂第四保育園：1～5歳児（92名）

※括弧内は定員数

(4) 契約期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

※ただし、仕様及び価格に変更がなく履行状況が良好な場合は、原則として契約を2回まで更新できる。

(5) 委託上限額（税込み）

ア 辰巳第三保育園：21,286,000 円

イ 亀戸保育園：20,282,973 円

ウ 大島保育園：22,186,528 円

エ 大島第二保育園：21,252,000 円

オ	大島第三保育園	：	21,360,000	円
カ	北砂保育園	：	21,172,960	円
キ	東砂保育園	：	20,484,640	円
ク	東砂第二保育園	：	20,299,404	円
ケ	東砂第四保育園	：	21,680,773	円

※本事業の実施及び予算額については、令和9年第1回区議会定例会における令和9年度当初予算の議決を前提としているため、変更又は中止となる可能性がある。

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 法人税、法人事業税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (5) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27江総経第3281号）による指名停止を受けていないこと。
- (6) 本社又は事業所が東京都23区内にあること。
- (7) 令和8年10月1日時点で、直近3年間に東京都23区内の保育園で受託実績があること。
- (8) 本区の保育園給食調理業務において、令和6年4月1日以降に安全衛生管理上の重大な事故（食中毒、火災、食物アレルギー等）を起こしていないこと。
- (9) 本区の保育園給食調理業務に新規応募する委託業者は、令和4年4月1

日以降、関東地区において、保育園給食調理業務で安全衛生管理上の重大な事故（食中毒、火災、食物アレルギー等）を起こしていないこと。

4 スケジュール

内容	日程
(1) 実施要領の公表開始日	令和8年9月10日（木）
(2) 質問受付期間	令和8年9月10日（木）～ 令和8年10月2日（金）午後4時
(3) 質問回答日	令和8年10月9日（金）
(4) 参加表明書の提出期限	令和8年10月16日（金）午後4時厳守
(5) 提案書類の提出期限	令和8年10月23日（金）午後4時厳守
(6) 第1次審査結果通知（メール）	令和8年11月13日（金）までに通知
(7) 第2次審査	令和8年11月下旬予定
(8) 最終選定結果通知	令和8年12月下旬予定

審査内容について

ア 第一次審査

提案書・報告書による事務局評価

イ 第二次審査

プレゼンテーションを行い、選定委員による評価

5 参加手続

(1) 実施要領の公表

ア 公募期間

令和8年9月10日（木）～10月16日（金）

イ 公募方法

区ホームページにて公表

(2) 質疑・回答

ア 質問受付期間

令和8年10月2日（金）午後4時

イ 質問方法

電子メールにより11申込み及び問合せ先まで提出すること。メール

の件名は、「【参加者名】保育園給食調理プロポーザルに係る質問」とすること。

ウ 回答日時

令和8年10月9日(金)

エ 回答方法

質問への回答は、区ホームページに掲載し、個別回答は行わない。

(3) 参加表明書の提出

ア 提出期限

令和8年10月16日(金)午後4時厳守

イ 提出方法

郵送又は持参(平日午前9時～午後5時)。提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

※持参の場合は、11申込み及び問合せ先に事前に連絡すること。

(4) 提案書類の提出期限

ア 提出期限

令和8年10月23日(金)午後4時厳守

イ 提出方法

データ(PDFデータ)にて、11申込み及び問合せ先宛に送信。メールの件名は、「【参加者名】保育園給食調理プロポーザルに係る提出書類」とすること。

提出期限後に到着した応募書類は無効とする。提出書類に不足があった場合、不足の連絡はしない。

※データでの送付が基本であるが、送信できないものは郵送でも受け付ける。その場合は、11申込み及び問合せ先に事前に連絡し部数等の確認を行うこと。

6 提案書類

(1) 区指定書類一式

ア 保育園給食調理業務の委託に係る会社概要【様式1】

イ 保育園給食調理業務受託実績【様式2】

※査証資料として、本書類に記載した契約に係る契約書の写し(10件以

上の受託実績がある場合は、契約年月日の新しいものから10件分）を添付すること。

ウ 学校給食調理業務受託実績【様式3】

エ 病院・福祉施設調理業務受託実績【様式4】

オ 見積書の前提となる人員配置体制等【様式5】

※6－（4）価格提案書に添付する

(2) 企画提案書（任意様式）

次の内容について、A4用紙を縦方向に使用し、横書きで提出すること。

ア 保育園給食調理の受託内容、取組、職員の配置（資格、勤務ローテーション）

イ 従事職員（正規社員及びパート社員）の固定化に対する考え方（年数等）

ウ 本社保員（衛生管理者、給食受託管理士等）の給食室衛生点検と現場指導体制

エ 保育園給食調理従事職員（正規社員及びパート社員）に対する年間の研修教育体制（衛生教育、安全教育、調理技術、管理監督教育、食育への取組、保育園給食の意義、教育日程・回数等）

オ 保育園給食の未経験者を従事させる場合の研修等の対応

カ 休暇取得や交通機関の事故等が発生した場合のパートを含めた調理従事者バックアップ体制の確保

キ 過去5年間に、貴社が関係した保育園、学校、病院、事業所等で食中毒事故等があった場合、その発生日時及び内容

ク 委託当初の本社スタッフの指導計画

(3) 添付書類（法人情報）

ア 法人の経歴書

イ 直近3期分の決算報告書

ウ 直近1年分の法人税、法人事業税、地方消費税の納税証明書（発行日は提出日基準で3か月以内のもの）

エ 法人の組織図

オ 衛生・安全管理及び災害発生時のマニュアル並びに研修教育時の資料

カ アレルギー疾患対応作業マニュアル及び給食室清掃マニュアル

(4) 価格提案書（見積書）

見積書の前提となる人員配置体制等【様式5】を併せて提出すること。

(5) 送付方法

データ(PDFデータ)にて、11 申込み及び問合せ先宛に送信。

※データでの送付が基本であるが、送信できないものは郵送でも受付ける。
その場合は、事前に11 申込み及び問合せ先に事前に連絡し部数等の確認を行うこと。

企画提案書について、提案者名、企業ロゴ、所在地その他提案者を特定できる情報を黒塗り等によりマスキングしたデータ（審査用）及びマスキング前の原本データの両方を提出すること。

7 評価方法

(1) 評価基準

別紙「選定項目別基準表」のとおり

(2) 評価方法

企画提案書・価格提案書・プレゼンテーションについて評価基準に基づいて評価する。

(3) 第一次審査（書類審査）

提出された書類について「評価基準」に基づき審査し、園ごとに採点が高い事業者から順に3事業者を第2次審査対象者として選定する。選定結果は令和8年11月13日(金)までに電子メールにより「参加資格確認通知書」を送付する。あわせて、第2次審査の日時、集合場所等を知する。

(4) 第二次審査

ア プレゼンテーション審査は、本事業を受託した際に携わる担当者が出席し、企画提案書に沿って説明を行うこと。1事業者当たり20分（プレゼンテーション10分、質疑応答10分）とする。

イ プレゼンテーション会場には、マイクセット、プロジェクター、HDMIケーブル及びスクリーンを本区で準備をする。それ以外に必要な物品については、提案者で準備をすること。

ウ 会場への入室は、1 事業者につき 3 名までとする。

エ プレゼンテーションの持ち時間（10分）が経過した場合は、その時点でプレゼンテーションを打ち切るので注意すること。

オ 事前に提出された企画提案書のみを選定委員に事前配布する。追加資料がある場合は、プレゼンテーション開始前までに各選定委員及び事務局に配布すること。なお、事前に提出された企画提案書以上の提案は認めない。また、プレゼンテーション開始後の追加配布は認めない。

カ 出席委員による採点結果の合計点を出席委員による満点で除して得た得点率に、第 2 次審査の満点を乗じて換算した点数を第二次審査得点とする。なお、審査会は委員長又は副委員長が出席し、かつ委員総数の過半数の出席をもって成立する。

(5) 候補者の選定方法

失格者を除いた者のうち、参加表明書に基づき受託希望施設ごとに

(3) (4) の総合点が高得点順に契約候補者を決定する。

ただし、今回の選定対象以外の江東区立保育園における受託件数との合計件数が 8 園を超える場合は、8 園を超えた分について次点者を契約候補者とする。また、選定結果により、同事業者の受託件数が 8 園を超えることとなる場合は、0 歳児園の選定を優先する。

なお、総合点が 6 割未満の場合は、契約候補事業者として選定しない。

(6) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を電子メールにより通知する。また、契約締結後、下記項目を区ホームページに公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

(1) 契約候補者の名称及び所在地

(2) (1)以外の参加者の名称及び総合点

※(1)以外の参加者の名称はA B C表記とし、総合点は点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

9 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と江東区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。

(2) 選定された候補者が特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10 その他

(1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出ること。

(2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。

(3) 書類提出後の差し替え、訂正、再提出をすることはできない。ただし、区から指示があった場合を除く。

(4) 書類提出後に追加書類の提出を求めることがある。

(5) 提出書類の作成や提出、プレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。

(6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(7) 提出された資料は返却しない。

(8) 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は開示対象となる場合がある。

11 申込み及び問合せ先

江東区こども未来部保育政策課施設管理係 古郷

東京都江東区東陽 4-11-28（江東区役所 3 階16番）

電 話：03-3647-9094（直通）

メール：2702020@city.koto.lg.jp